

政府調達協定に係る基準額（邦貨換算額）の 変更に伴う対応について

令和8年2月
西日本高速道路株式会社



邦貨換算額の変更に伴う対応について

令和8年1月30日付け財務省告示第28号などにより令和8年4月1日より適用となる、政府調達協定に係る基準額（邦貨換算額）（以下「新たな邦貨換算額」という。）が告示されています。

西日本高速道路（株）では、令和8年3月31日までに公告、指名通知又は見積方通知（以下、「公告等」という。）を行う調達契約については、令和6年2月14日付け外務省告示第38号に規定する邦貨換算額（以下「現行の邦貨換算額」という。）に基づき手続きを行いますのでお知らせします。

【現行の邦貨換算額】

令和8年3月31日までに公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独立行政法人以外)
工事	1,500万SDR
	27億2,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	8,100万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	1,800万円

【新たな邦貨換算額】

令和8年4月1日以降に公告等を行う調達契約に適用

区分	政府関係機関 (独立行政法人以外)
工事	1,500万SDR
	30億2,000万円
建設技術サービス (設計・コンサル)	45万SDR
	9,000万円
物品 その他の特定役務	10万SDR
	2,000万円